

令和5年3月2日 開会
令和5年3月2日 閉会

令和5年 第1回

砂川地区保健衛生組合議会定例会会議録

砂川地区保健衛生組合議会

令和5年 第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会

令和5年3月2日（木曜日）

○議事日程

開 会 宣 告

開 議 宣 告

日程第1 会議録署名議員指名

議事日程報告

日程第2 会期の決定

日程第3 主要行政報告

日程第4 議案第1号 令和4年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算

日程第5 行政執行方針

日程第6 議案第3号 砂川地区保健衛生組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第4号 砂川地区保健衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第2号 令和5年度砂川地区保健衛生組合会計予算

日程第9 報告第1号 例月出納検査報告

○本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

川畑 智昭 議員

下山 則義 議員

議事日程報告

日程第2 会期の決定

自 3月2日 至 3月2日 1日間

日程第3 主要行政報告

日程第4 議案第1号 令和4年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算

日程第5 行政執行方針

日程第6 議案第3号 砂川地区保健衛生組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第4号 砂川地区保健衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第2号 令和5年度砂川地区保健衛生組合会計予算

日程第9 報告第1号 例月出納検査報告

○出席議員（9名）

議長 水 島 美喜子
副議長 笹 木 笑 子
議員 柴 田 一 孔
三 本 英 司
川 畑 智 昭
奥 山 光 一
増 井 浩 一
下 山 則 義
柴 田 典 男

○欠席議員（1名）

議員 石 川 正 人

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

組 合 長 善 岡 雅 文
監 査 委 員 栗 井 久 司

2. 組合長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 組 合 長 湯 浅 克 己
事 務 局 長 河 原 希 之
事 務 局 次 長 増 井 稔 美

3. 監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長 山 形 讓

4. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局主幹 青 野 英 樹

開会 午後13時54分

◎開会宣告

○議長

これより令和5年第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長

直ちに本日の会議を開きます。

議員の欠席、遅参報告について事務局から報告させます。

事務局次長。

○事務局次長

ご報告申し上げます。石川正人議員から、議長に欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、川畑智昭議員及び下山則義議員を指名いたします。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会は、3月2日、1日間としたいと思っております。これにご異議はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は3月2日、1日間と決定いたしました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長

日程第3、主要行政報告を求めます。

事務局長。

○事務局長

それでは、令和4年10月以降の保健衛生組合の主要行政についてご報告申し上げます。

す。主要行政報告をご覧いただきたいと存じます。

1. 議会関係では、令和4年11月30日に第2回組合議会定例会を開催したところ
であります。

2. 総務関係では、例月出納検査につきまして、記載の日程により4回実施された
ところであります。

3. 共同事務であります。はじめに、火葬場施設に関する事務について「吉野斎苑」
に係る火葬炉・動物炉の使用状況について、令和4年4月から令和4年12月までの状
況につきましては、遺体が合計431件であり、この遺体のほか死胎・その他について
は5件、動物が365件であり、前年度との比較につきましては、それぞれ記載のと
おりであります。

続きまして、ごみ処理施設に関する事務では、「クリーンプラザくるくる」へのごみ
搬入状況であります。令和4年4月から令和4年12月までの状況につきまして、可燃
ごみから資源ごみ及び危険ごみまでの搬入量は、合計欄の最下欄に記載のとおり709
万4,270kgであり、前年度と比較して25万6,310kgの減、対前年比では96.
51パーセントであります。

続きまして、「中・北空知エネクリーン」に係る可燃ごみ搬送量であります。
令和4年4月から令和4年12月までの状況につきまして、457万600kgであり、
昨年度との比較につきましては、9万3,170kgの減であり、対前年比では98.00
パーセントであります。なお、「クリーンプラザくるくる」への、可燃ごみ合計413
万7,020kgとの差につきましては、不燃ごみ・粗大ごみ・生ごみ・資源ごみを再分
別した結果、可燃ごみに加えたことによるものであります。

以上を申し上げまして、主要行政報告といたします。

◎日程第4 議案第1号 令和4年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算につ
いて

○議長

日程第4、議案第1号 令和4年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算についてを議
題といたします。

提案者の説明を求めます。

事務局次長。

○事務局次長

議案第1号 令和4年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算についてご説明申し上
げます。今回の補正は、第1号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37
8万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4,908万9千円とするも
のであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。16ページをお開き願います。3款、保健
衛生費、1項、1目、火葬場費で33万1千円の増額補正は、燃料費が31万2千円、

修繕料が37万1千円増額する見込であり、工事費につきましては、35万2千円が事業費確定による減となりますので、補正となったものであります。18ページをお開き願います。2項、1目、ごみ処理施設管理費で345万8千円の増額補正は、燃料費86万6千円、光熱水費569万9千円増額見込、資源物引取委託料は、203万8千円の減、重機借上料50万9千円の減、工事費につきましては、25万3千円が事業費確定による減となり、補正となったものであります。

以上が歳出であります。歳入については、総括でご説明申し上げますので、5ページをお開きいただきたいと存じます。1款、分担金及び負担金は、歳出予算における構成市町の分担額から使用料及び手数料等の歳入を見込み、142万1千円を減額するものであります。2款、使用料及び手数料は、火葬場使用料及びごみ処理手数料で339万円を増額するものであります。3款、諸収入は、94万円を増額するものであります。主な要因は、資源ごみ売払収入で140万円の増、グリーン電力環境価値売却収入が46万円の減、これは、生ゴミ搬入量の減によるものであります。4款、財産収入は、88万円を増額するものであります。これは、不用品売却収入で、クリーンプラザくるくるの処理場で稼働していた平成6年式の大型ホイールローダーを処分した収入でございます。

以上、よろしくご審議たまわりますよう、お願い申し上げます。

○議長

これより質疑に入ります。

ご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで、質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

本件を原案のとおり決定することに、ご意義ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 行政執行方針

○議長

日程第5、これより組合長の行政執行方針の説明を求めます。

組合長。

○組合長

令和5年第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会の開会にあたり、令和5年度の行政執行方針について申し上げます。

保健衛生組合の事業においては、身近な生活環境の保全など地域住民の日常生活と密接につながっており、一般廃棄物の効率的で適正な処理に努めるとともに、火葬場施設の利便性の向上を図りながら、安全で安心できる快適な生活環境の確保に向けて、より一層の努力を続けてまいります。

これまで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が繰り返され、市民生活や地域経済など多方面にわたって、甚大な影響を及ぼす事態となっております。このような状況の中、構成市町における財政運営は一段と厳しい状況にあることから、効率的かつ効果的な管理運営を行うことで経費の節減を図り、構成市町と連携のもと適正な事務処理に努めてまいります。

以下、事業ごとに順次申し上げます。

はじめに、「吉野斎苑」火葬場について申し上げます。施設の運営にあたりましては、常にご遺族の心に配慮した適切な対応に努めているところであり、施設の維持管理につきましては、本年度におきましても動物炉の主燃焼室耐火レンガ交換、炉内台車耐火物交換など、計画的に補修整備を実施してまいります。

つぎに、ごみ処理施設について申し上げます。一般廃棄物処理施設「クリーンプラザくるくる」では、「雑紙」を資源として回収するとともに、リサイクル施設における「小型家電」のピックアップ回収、粗大・不燃ごみや、破碎後に発生する木くずの再利用に継続して取り組むなど、ごみの減量化と資源化を図り、ごみの効率的かつ適正な処理に努めるとともに、施設の適切な管理を行い、住民・事業者・行政がそれぞれの役割分担と責務のもと協働による循環型社会の形成を推進してまいります。

つぎに、組合会計予算について申し上げます。本年度予算の総額は、370,197千円で、前年度当初予算と比較しますと、額で24,897千円、率で7.21パーセントの増となっております。歳入では、全体の86.16パーセントにあたる構成市町の分担金318,957千円、各施設での使用料及び手数料47,737千円が主な財源となっております。歳出では、火葬場費は、48,309千円で前年度比28.06パーセントの減で、主な要因は退職手当組合納付金、炉修繕費及び工事請負費の減によるものであります。

ごみ処理施設費は、320,994千円で前年度比15.74パーセントの増で、主な要因は「クリーンプラザくるくる」の燃料費、光熱水費及び修繕費の増に加えて維持管理計画に基づく管理等委託料の増によるものであります。

以上、申し上げますが、効率的かつ安定的な管理運営、さらには感染症対策に取り組み、構成市町と緊密な連携のもと、本組合の目的達成に最善の努力を図ってまいりますので、組合議会並びに関係各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。令和5年度行政執行方針といたします。

◎日程第6 議案第3号 砂川地区保健衛生組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長

日程第6、議案第3号 砂川地区保健衛生組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

事務局次長。

○事務局次長

議案第3号 砂川地区保健衛生組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

改正の理由は、地方公務員法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、職員の定年年齢を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制の導入等を図るほか、条文を整理するため、砂川地区保健衛生組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正しようとするものであります。

次ページは、「砂川地区保健衛生組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例」であります。説明にあたりましては15ページ、議案第3号 附属説明資料の新旧対照表により説明申し上げます。左が現行、右が改正後で改正部分にはアンダーラインを表示しております。尚、改正内容につきましては、要点となる部分のみの説明とさせていただきます。

はじめに、「第1条、砂川地区保健衛生組合職員の定年等に関する条例の一部改正」であります。改正後は目次及び章名を付し、第1条中、「」第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に「第2章 定年制度」を付し、第3条中「年齢60年」を「年齢65年」に改め、第4条第1項中、「組合長」を「任命権者」に、「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「範囲」を「範囲内」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、ただし書きとして、「異動期間を延長し、定年退職日に管理監督職である職員については、当該異動期間を延長した場合で、組合長から引き続き勤務させることの承認を得たときに限るものとし、その期限については、異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。」とする規定を加え、第1号中「その」を「当該」に改め、「より」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、第2項中「組合長」を「任命権者」に、「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「認めるときは、」の次に「これら

の期限の翌日から起算して」を加え、ただし書き中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、第3項中「組合長」を「任命権者」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、第4項中「組合長」を「任命権者」に改め、「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「の事由が存しなくなった」を「各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改めるものであります。次ページ、次に、第3章として「管理監督職勤務上限年齢制」にかかる規定を加えるもので、第6条から20ページの第11条まで、60歳到達時において管理監督職であった職員にかかる定年までの任用について整備するものであります。次の第4章では60歳以後の任用方法の一つとして、「定年前再任用短時間勤務」の制度を定めようとするものであります。第5章は「雑則」で、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めようとするものであります。次ページ、次に附則であります。第4項は「経過措置」で「令和5年4月1日から令和13年3月31日までにおける、65歳定年への段階的引き上げを表に定めたものであります。第5項は、「任命権者が60歳に到達する職員へ、あらかじめ勤務条件等の情報を提供し、定年までの勤務にかかる意思確認を行う」ことを規定するものであります。

次に、次ページ、「第2条 砂川地区保健衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」であります。第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に、「同法第28条の5第1項」を「同項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「係わらず」を「かかわらず」に、「ついて第1項」を「ついて同項」に改め、次の第3条、第4条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、第5条、第6条、第10条中「組合長」を「任命権者」に、第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、同条第3号中「組合長」を「任命権者」に、第19条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものであります。

次に、次ページ「第3条 砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正」であります。第2条第2号中「昭和59年条例第3号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第3号を第4号とし、同条第2号の次に新たに第3号として、「異動期間を延長された管理監督職を占める職員」を加え、第10条第2号中「砂川地区保健衛生組合職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、新たに第3号として、「異動期間を延長された管理監督職を占める職員」を加え、第15条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改めようとするものであります。

次に、次ページ、「第4条は、砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部改正」であります。第2条の2は、再任用職員の給料の定めで、これを全部改正し、「定年前

再任用短時間勤務職員の給料」に関する規定として再整備するものであります。次に、第9条第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、第10条第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、次ページ、第18条第1項、第19条第3項、第20条第3項及び第22条第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものであります。次に、附則として6項を加えるもので、第11項から29ページの第16項まで、60歳に到達した最初の4月1日以降における当該職員にかかる給料月額等について定めるものであります。次に、別表第1の改正で、別表第1中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものであります。

次に、30ページ、附則であります。第1条は施行期日で、この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし附則第10条の規定は、公布の日から施行しようとするものであります。第2条は、砂川地区保健衛生組合職員の再任用に関する条例を廃止しようとするものであります。第3条は、勤務延長に関する経過措置、次ページ第4条及び33ページ、第5条は、定年退職者等の再任用に関する経過措置、34ページ、第6条は、令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢について定めるものであります。第7条は、令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢について定めるものであります。第8条は、令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員について定めるものであります。次ページ、第9条は、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置について定めるものであります。第10条は、「令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢」について定めるものであります。第11条は、「砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部改正に伴う経過措置」について定めるものであります。

以上よろしくご審議たまわりますよう、お願い申し上げます。

○議長

これより質疑に入ります。

ご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで、質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに、ご意義ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号 砂川地区保健衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長

日程第7、議案第4号 砂川地区保健衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

事務局次長。

○事務局次長

議案第4号 砂川地区保健衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、本組合会計年度任用職員の給料月額を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川地区保健衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては、7ページから10ページに、議案第4号付属説明資料新旧給料表を添付しております。附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。また、3ページから5ページには、別表を添付しておりますのでご高覧のうえ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑に入ります。

ご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで、質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに、ご意義ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第2号 令和5年度砂川地区保健衛生組合会計予算

○議長

日程第8、議案第2号 令和5年度砂川地区保健衛生組合会計予算についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

事務局次長。

○事務局次長

議案第2号 令和5年度砂川地区保健衛生組合会計予算についてご説明申し上げます。予算書の表紙をおめくりいただきたいと存じます。

議案第2号 令和5年度砂川地区保健衛生組合会計予算第1条は、歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億7,019万7千円と定めるものであります。この予算は令和4年度当初予算と比較しますと、額で2,489万7千円の増、対前年比で7.21パーセントの増となったところであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。16ページをお開き願います。1款、議会費、1項、1目、議会費は、22万5千円で前年度と比較して、5万円の増になります。これは、議員報酬及び費用弁償の増ですが、改選期の年にあたり、臨時的な用務によって回数が増える事を見込んだものです。18ページをお開き願います。2款、総務費、1項、1目、一般管理費は、46万9千円で前年度と比較して、2万5千円の増となります。1項、2目、会計管理費は、20万円で前年度と同額であります。20ページをお開き願います。3款、保健衛生費、1項、1目、火葬場費は、4,830万9千円で前年度と比較して、1,884万1千円の減となります。主な要因は、人件費の減、130万2千円。火葬炉の修繕費は、1千443万2千円の減となりますが、計画的に修繕をしているうえでの減となり、工事請負費は616万円の減となっております。なお、1節、報酬から、5節、災害補償費までの人件費につきましては、本年度は火葬場費16パーセント、ごみ処理施設費84パーセントの割合で、それぞれ按分し計上しているところであります。22ページをご覧ください。2項、1目、ごみ処理施設管理費は、3億2,099万4千円で前年度と比較して、4,366万3千円の増となります。主な要因は、「燃料費」68万4千円の増。「光熱水費」1千335万9千円の増。「修繕費」314万4千円の増、これは、ホイールローダーのタイヤや、10月から始まる「インボイス」に対応するシステム変更などの経費です。工事請負費は、545万6千円の減。また、ごみ処理施設の「管理等委託料」が、3,468万9千円の増。

以上が歳出であります。歳入につきましては、総括でご説明申し上げますので、5ページをお開き願います。1款、分担金及び負担金は、3億1,895万7千円で、前年度と比較して2,973万円の増で、2款、使用料及び手数料は、4,773万7千円で、前年度と比較して353万3千円の減。3款、諸収入は、350万3千円で、前年度と比較して、130万円の減となります。以上が歳入であります。26ページから33ページには、給与費明細書を添付してございますので、ご高覧いただきたいと存じます。

以上、よろしくご審議たまわりますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑に入ります。
ご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで、質疑を終わります。
続いて、討論に入ります。
討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。
これより議案第2号を採決します。
本案を原案のとおり決定することに、ご意義ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 報告第1号 例月出納検査報告

○議長

日程第9、報告第1号 例月出納検査報告を議題といたします。
例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。
これより報告第1号の質疑に入ります。
ご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。
以上で報告第1号例月出納検査報告を終わります。

◎閉会宣告

以上で日程の全てを終了いたしました。
これをもちまして、令和5年第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会を閉会いたします。
たいへんご苦労様ございました。

閉会 午後14時26分

自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年3月2日

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員